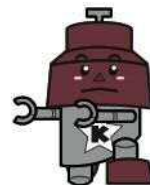


川口市空き家等の適正管理に関する条例 を制定しました



平成25年10月1日から施行



生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進するため、「川口市
空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、管理不全な状態
である空き家等及びその敷地の所有者等の管理責任を明確に
し、適正管理を促していきます。

管理不全な状態とは



建物等の倒壊や破損により、
人の生命・身体・財産に被害
を及ぼす恐れがある状態

侵入者等により、火災や犯罪を
誘発する恐れがある状態

樹木の繁茂等により、
周囲の生活環境の保全に
支障を及ぼしている状態

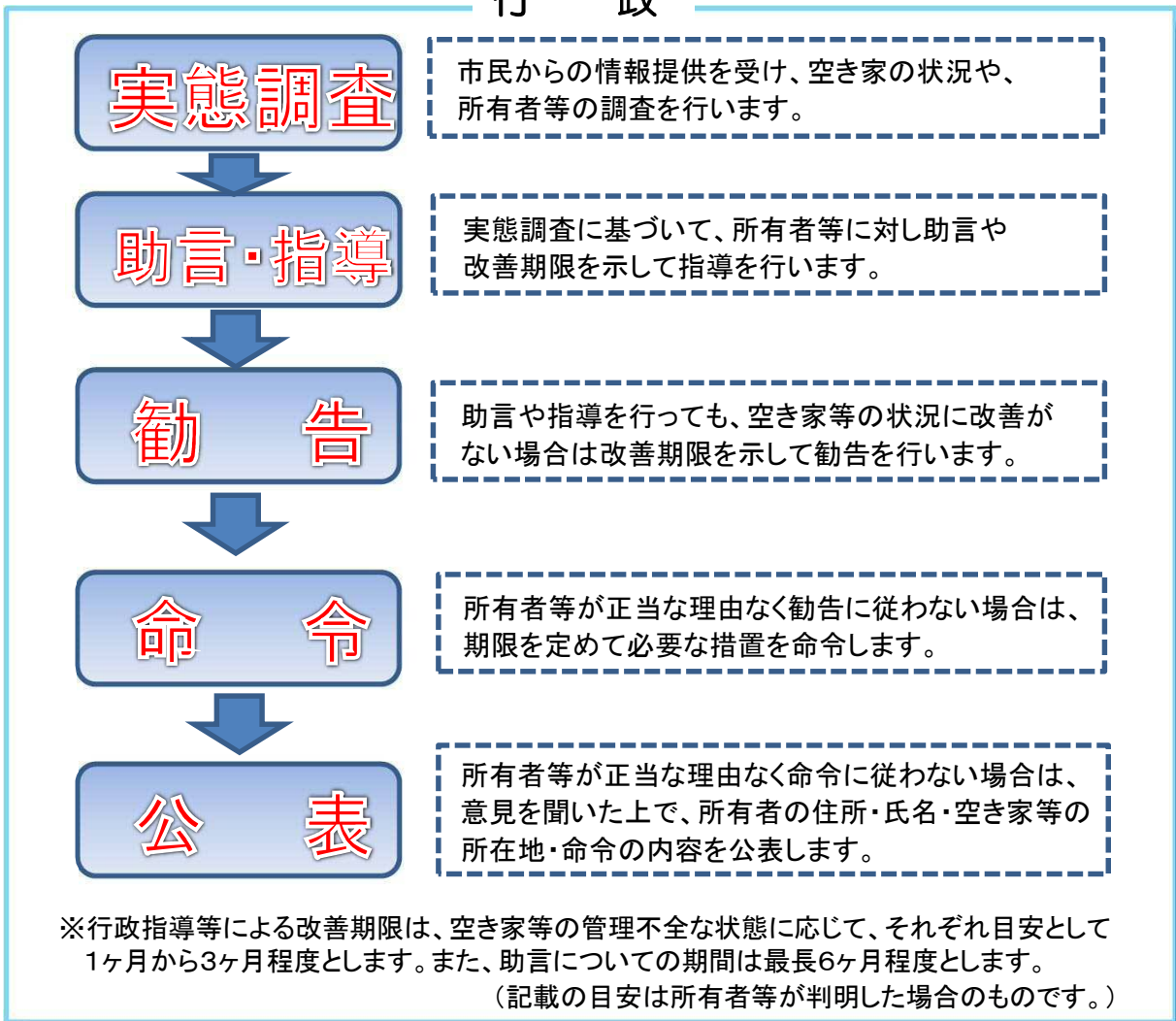
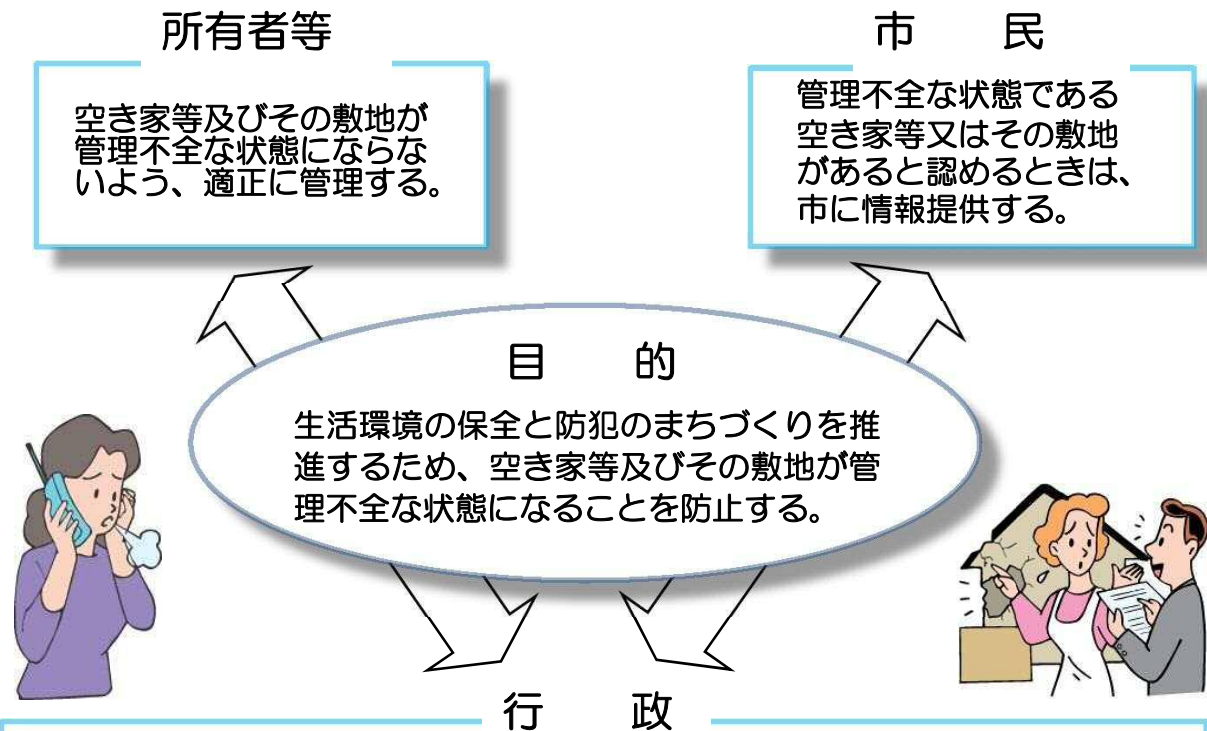
空き家等及びその敷地の適正な管理は、 所有者の責任です！

空き家等及びその敷地の所有者等は、当該空き家等及び
その敷地を周囲に対し安全に保てるよう管理する責任と義務
を負っています。

建物が倒壊し、物が落下するなどして近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合、
その建物の所有者等は損害賠償など管理責任を問われることもあります。

「空き家条例」とは？

空き家条例では、「所有者等」と「市民」、「行政」が連携して管理不全な状態である空き家等の対策に取り組むため、それぞれの義務や役割を以下のように規定しています。



【空き家等対策についての総合窓口】

川口市 危機管理部 防犯対策室 TEL 048-242-6361 (直通)